

吹田操車場跡地地区低炭素まちづくり協議会設置要領

(目的)

第1条 吹田操車場跡地における低炭素まちづくり計画の策定に関して、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田操車場跡地地区低炭素まちづくり協議会（以下「エコまち協議会」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 エコまち協議会において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 都市機能の集約化に関すること。
- (2) 公共交通機関の利用促進に関すること。
- (3) 緑地の保全及び緑化の推進に関すること。
- (4) エネルギーの効率的利用と非化石エネルギーの利用に関すること。
- (5) 建築物の低炭素化の促進に関すること。
- (6) 低炭素まちづくり計画の目標、低炭素まちづくり計画の達成状況の評価及び計画期間に関すること。

(構成)

第3条 エコまち協議会は委員30人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 吹田操車場跡地土地区画整理事業区域内の地権者
- (3) 市民
- (4) 吹田市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の選任期間は、選任された日から平成27年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は期間を延長することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 エコまち協議会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 エコまち協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 市長は必要に応じ、専門的な事項について意見等を聴取するため、エコまち協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備部吹田操車場跡地まちづくり室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、エコまち協議会の構成及び運営に関し必要な事項は、吹田操車場跡地まちづくり担当理事が定める。

附 則

この要領は、平成26年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月16日から施行する。